

調布市シンボルマーク・市制60周年ロゴを使って みんなで調布のまちを盛り上げよう 地域の魅力を発信しよう

平成27年4月1日に、調布市は、市制施行60周年を迎えました。
市制施行60周年を機に「大きく変貌し、発展していくまち・調布」をテーマに、シンボルマークとロゴを公募し決定しました。
このマークとロゴを、市制施行60周年記念事業に活用し、調布の魅力発信につなげます。



調布市制施行
60周年

イベントに..

地域や各団体のイベントのグッズ
(ポケットティッシュ・うちわ・バッジなど)や
商品、地域活動や商業活性化の
ポスター・チラシなどにも活用できます



〇〇自治会

調布市

地域活動に..



Chofu
記念ボトル

商品に..



調布市制施行
60周年

大売り出し

商業の活性化に..

調布市シンボルマークと市制施行60周年ロゴの申込方法

① 利用方法を考えます



② 利用するマーク・ロゴのバリエーションを考えます



③ 利用要領を御確認のうえ、使用申請書に必要事項を記入



市ホームページ (<http://www.city.chofu.tokyo.jp>) からダウンロードできます。調布市役所政策企画課窓口でも配布しています。

申請書の記載内容 (例)

- 利用するマーク
- 利用者・利用団体
- 利用用途
- 利用場所・利用期間 など

④ 電子メールやFAX, 郵便, 御持参等で 調布市役所 5階政策企画課に申請書を提出

【申込先】 電子メール 60th@w2.city.chofu.tokyo.jp
F A X 042-485-0741
郵送・御持参 〒182-8511 調布市小島町2丁目35番地1 調布市役所5階
調布市行政経営部政策企画課 60周年記念担当行き

⑤ 承認書が届いたら魅力発信スタート

【申込みに当たってのご注意】

- 必ず利用要領 (調布市シンボルマーク及び市制施行60周年ロゴの利用に関する要領) を御確認のうえ、申し込んでください
- 調布市シンボルマーク及び市制施行60周年ロゴは次の場合に利用することができません
 - (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
 - (2) 市の信用又は品位を害するものと認められる場合
 - (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
 - (4) 原則として、特定の個人、団体、法人 (市を除く。) 又は商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合
 - (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに關する利用と認められる場合
 - (6) その他、市がシンボルマーク及びロゴの利用が適当でないと認める場合
- 利用承認を受けた権利は譲渡、転貸、承継できません

【お問い合わせ先】〒182-8511 調布市小島町2丁目35番地1 調布市役所5階

調布市行政経営部政策企画課 60周年記念 担当

電話 042-481-7369 (直通) F A X 042-485-0741 電子メール 60th@w2.city.chofu.tokyo.jp